

「北青山三丁目地区まちづくりプロジェクト」
事業実施方針の公表について

東京都は、老朽化した都営青山北町アパートを建て替え、都有地を活用した青山通り沿道との一体的なまちづくり「北青山三丁目地区まちづくりプロジェクト」に取り組んでいます。

このたび、都有地の活用方針等を示した「事業実施方針」を策定しましたので、お知らせします。

1 事業場所（別図参照）

- 都有地の所在地及び面積 港区北青山三丁目 227 番 1 号ほか 約 4.0ha
- ガイドラインを踏まえた区域 約 5.8ha
※ガイドラインとは港区の「青山通り周辺地区まちづくりガイドライン」をいう。

2 事業の目的

都営住宅を高層・集約化して建て替えるとともに、低層部に保育園と児童施設を併設し、児童遊園を整備する。

また、創出用地を活用して、民間活力等をいかしつつ、青山通り沿道との一体的なまちづくりを段階的に推進し、周辺の豊かなにぎわい・文化・緑をつなぐ最先端の文化・流行の発信拠点を形成する。加えて、にぎわいや良好な環境を維持し、まちの価値を高めるエリアマネジメントも実施する。

3 「事業実施方針」の概要について（本文についてはHPを参照）

○基本方針

- ・ 地域の回遊性ネットワークや防災性を向上する広場空間等を整備
- ・ 地域の新たな骨格軸となるにぎわいを誘引する歩行者空間を整備
- ・ 周辺環境に配慮し、豊かな街並みの連続性を形成

○土地利用と事業手法

【居住推進ゾーン】（都営住宅建替事業、民活事業）

多様なライフスタイルに合わせ、官民が連携して快適な居住環境を整備

【業商複合ゾーン】（沿道一体型開発検討区域）

クリエイティブ産業の集積を促す質の高いオフィス機能や、にぎわいの核となる商業機能、交流を促す文化教育機能を持つ施設を複合的に配置し、文化・流行の発信に寄与する地域の拠点を整備

○今後の進め方（予定）

- 平成 28 年度 都営住宅建替事業の着手、民活事業の事業者公募等
- 平成 33 年度以降 沿道一体型開発検討区域の事業着手

本件は、「東京都長期ビジョン」において、以下に位置付けられた事業です。
都市戦略 6 「世界をリードするグローバル都市の実現」
政策指針 16 「都心等の機能強化による東京の都市力の更なる向上」

問い合わせ先

（プロジェクト全体やまちづくりについて）

都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課

電話 03-5388-3248

（都営住宅について）

都市整備局 都営住宅経営部 住宅整備課

電話 03-5320-5038

別図

